

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う
令和2年度各専門領域の認定薬剤師の認定申請・更新申請に係る取扱いについて
(Q&A)の一部改定について

令和2年10月5日
一般社団法人 日本病院薬剤師会

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和2年度各専門領域の認定薬剤師の認定申請・更新申請に係る取扱いについて(Q&A)(令和2年4月27日付)」のHIV感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請・更新申請に関して、以下のとおり改定することといたしました。

改定箇所	改定前
<p><質問1> HIV感染症 薬物療法 認定薬剤師 認定申請資格</p>	<p>令和2年9月30日までに「HIV感染症領域の講習会単位8時間(4単位)以上履修」で、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会のHIV感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会を1回受講」で、認定申請資格(7)に定める要件を満たすこととする。</p> <p>令和2年10月1日～令和3年3月31日までに日本病院薬剤師会主催の専門領域の講習会を受講後、受講証書と研修単位シール(原本)を送付して下さい。</p> <p>国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及びHIV/AIDSブロック拠点病院が実施する講習会の受講証書の場合は、原本を提出して下さい。</p> <p>なお、上記に使用した単位は、更新申請時に再使用することは認められません。</p>
<p><質問2> HIV感染症 薬物療法 認定薬剤師 認定の更新条件</p>	<p>令和2年9月30日までに「HIV感染症領域の講習会単位32単位以上履修(日本病院薬剤師会のHIV感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会の受講の有無に関わらず)」、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会のHIV感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会を1回受講」で、更新条件(5)に定める要件を満たすこととする。</p> <p>令和2年10月1日～令和3年3月31日までに日本病院薬剤師会主催の専門領域の講習会を受講後、受講証書と研修単位シール(原本)を送付して下さい。</p> <p>国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及びHIV/AIDSブロック拠点病院が実施する講習会の受講証書の場合は、原本を提出して下さい。</p> <p>なお、上記に使用した単位は、次回の更新申請時に再使用することは認められません。</p>

改定箇所	改定後
<p><質問1> HIV 感染症 薬物療法 認定薬剤師 認定申請資格</p>	<p>令和2年9月30日までに「HIV 感染症領域の講習会単位8時間（4単位）以上履修」で、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会の HIV 感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会を1回受講、または第34回日本エイズ学会学術集会・総会（Web開催）への参加」で、認定申請資格（7）に定める要件を満たすこととする。</p> <p>令和2年10月1日～令和3年3月31日までに日本病院薬剤師会主催の専門領域の講習会を受講後、受講証書と研修単位シール（原本）を送付して下さい。</p> <p>国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会の受講証書の場合は、原本を提出して下さい。</p> <p>第34回日本エイズ学会学術集会・総会（Web開催）に参加した場合は、学術集会の参加証明となるもの（ネームカード）の提出に基づき、申請に使用することが出来ます。また、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールが配布される場合は、受講証明に研修単位シール（原本）を貼付して下さい。</p> <p>なお、上記に使用した単位は、更新申請時に再使用することは認められません。</p>
<p><質問2> HIV 感染症 薬物療法 認定薬剤師 認定の更新条件</p>	<p>令和2年9月30日までに「HIV 感染症領域の講習会単位32単位以上履修（日本病院薬剤師会の HIV 感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会の受講の有無に関わらず）」、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会の HIV 感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会を1回受講、または第34回日本エイズ学会学術集会・総会（Web開催）への参加」で、更新条件（5）に定める要件を満たすこととする。</p> <p>令和2年10月1日～令和3年3月31日までに日本病院薬剤師会主催の専門領域の講習会を受講後、受講証書と研修単位シール（原本）を送付して下さい。</p> <p>国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会の受講証書の場合は、原本を提出して下さい。</p> <p>第34回日本エイズ学会学術集会・総会（Web開催）に参加した場合は、学術集会の参加証明となるもの（ネームカード）の提出に基づき、申請に使用することが出来ます。また、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールが配布される場合は、受講証明に研修単位シール（原本）を貼付して下さい。</p> <p>なお、上記に使用した単位は、次回の更新申請時に再使用することは認められません。</p>